



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.85

発行：東濃西部広域行政事務組合

情報商材に関する契約トラブル

高収入を得るための「ノウハウ等の情報」の購入や「コンサルティング契約」を一般に「情報商材」と言い、インターネットの広告を見たり、SNS や電話で勧誘されたりして契約します。「情報」自体が商品となるため、購入するまで内容を確認することができないことから「『確実に儲かる』と説明されて購入したのに儲からない。」「内容が期待していたものと違った。」「いつでも受けられるはずのサポートが受けられない」といったトラブルが多くみられます。「儲かる」等のセールストークを鵜呑みにせず、「元が取れる」と言われても契約する前に冷静になってよく考えてください。そもそも、簡単に確実に儲かる話はありません。

消費生活相談窓口では契約前の相談も受け付けています。不安なことがあれば窓口にご相談しましょう。



こんな相談ありました



半年前に近くの公共施設の特設会場で健康ネックレスを購入した。最近になり、初めて箱を開けたら購入したものと違うネックレスが入っていた。商品が違うと返品しようとしたが半年の間に使用していたのではないかとわれ受け付けてくれなかった。

購入後には速やかに商品を確認しましょう。契約書と違う商品であった場合には交換してもらえますが、時間が経つと確認が難しくなります。また、訪問販売に当たるような特設会場での購入の場合には、8日間であれば、クーリング・オフができる可能性があります。

10月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	18件
訪問販売	16件
訪問購入	1件
通信販売	42件
連鎖販売	7件
電話勧誘	1件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	10件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業